

## ビッド・アスク、ポートフォリオ保有

### １）ASBJ ED の要件

#### 【 ビッド・アスク 】

- 公正価値を算定するにあたって用いられる入力数値がビッド価格（いわゆるディーラーなどの買取価格）やアスク価格（又は「オファー価格」ともいう。）に基づいている場合、入力数値がどのレベルの公正価値に分類されるかにかかわらず、その状況において公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を公正価値を算定するために用いる。  
なお、資産又は負債のビッド・アスク・スプレッドが直接又は間接的に観察可能ではない場合、ビッド・アスク・スプレッドを見積るためにあらゆる努力を行う必要はない。（指針 19 項）
- また、実務上の簡便法として仲値などの利用を妨げるものではない。（指針 20 項）

#### 【 ポートフォリオで保有する金融商品の公正価値の算定 】

- 相殺関係にある市場リスク・ポジション（例えば、金利リスク、為替リスク又は他の価格リスク）の公正価値を算定するにあたっては、次の事項を満たす限り、その算定過程において仲値を用いること及び当該正味の未決済のリスク・ポジションに関して公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を用いることができる。（指針 21 項）
  - （１）文書化されたリスク管理戦略に従って正味の未決済のリスク・ポジションに基づいて金融商品を管理していること
  - （２）毎期、統合的な方法で正味の未決済のリスク・ポジションを管理していること
  - （３）相殺される市場リスクが実質的に同じであること
  - （４）金融商品が共通の特性を共有していること
  - （５）金融商品が継続して公正価値で測定されていること
- また、破綻が生じた場合に取引相手との間で法的に強制力のある相殺権（例えば、マスター・ネットィング契約）がある場合には、公正価値を算定するにあたって、取引相手の信用リスク・ポジションの相殺を考慮することができる。（指針 22 項）

2) ASBJ ED へのコメント

「資料(3) - 4」をご参照  
(#67、68、69)

3) IASB/FASB の共同審議

【 ビッド・アスク 】

- 不変。 ASBJ ED と同主旨
  
- 【 ポートフォリオで保有する金融商品の公正価値の算定 】
- 本取扱いは例外処理で、選択であることを明示。選択した場合はその旨の開示を要求。
- 市場リスク・信用リスクの要件を明確化
- ✓ 両者に共通： 次の全てが満たされる場合のみ。
  - (a) 文書化されたリスク管理方針や投資戦略に則って、ネットでポジション管理している
  - (b) リスク管理をしている主要な経営者(例：ボードメンバーや CEO)にネットポジションの情報が提供されている
  - (c) B/S 上、当該資産負債を FV で計上している
- ✓ 市場リスクに固有  
実質的に同一  
実質的に期間が同一
- ✓ 信用リスクに固有  
破綻時に信用リスクを軽減する契約がある
  
- 公正価値評価をポートフォリオ単位で行っても、B/S 上の表示は原則通り、個別の資産・負債単位で行う。
- ポート単位で行ったビッドアスク、信用リスク調整を個々の資産負債へ配分する。配分は合理的な方法で、首尾一貫して行う。

4) 対応

IASB/FASB の共同審議を踏まえ、内容を修文する(下線部分)を修正することでどうか?